



COP 3 と COP/MOP3 のハイライト

2007年12月6日 (木) 議事

コンタクトグループと非公式協議では終日、多岐にわたる項目に関する議論が行われた。取り上げられたテーマとしては、京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ (AWG)、9条の下での京都議定書第2回見直し (レビュー)、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の下での長期協力行動、適応基金、附属書 I 国および非附属書 I 国の国別報告書、適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画 (決定書 1/CP.10)、キャパシティビルディング (能力向上)、CDMの下での炭素回収・貯留 (CCS)、資金メカニズム、後発開発途上国 (LDCs)、気候変動の影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画、特権と免責事項、森林減少起因の排出量の削減、技術移転といった議題項目などがある。

コンタクトグループと非公式協議

AWG: 京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ (AWG) の作業計画とタイムテーブルについて検討するため、非公式協議が行われた。作業計画予定をまとめ、テーマ別のワークショップとテクニカルペーパーを元に開始することを提案する内容の新たなペーパーをたたき台とした議論がなされたが、12月7日 (金) にも新たな文章を踏まえて非公式協議を継続する予定だ。

京都議定書9条の下での第2回見直し (レビュー) : Macey共同議長が京都議定書第4回締約国会合 (COP/MOP 4) までの見直し作業の範囲、作業内容、準備項目などに関する意見を募った。

見直し作業の範囲については、小島嶼国連合 (AOSIS)、アフリカグループ、中国が、これは京都議定書を台無しにするものであると釘を刺した。アフリカグループ、スイス、中国、インド、インドネシア、タンザニアは、現行の約束 (コミットメント) の実施を行うことが重要だと強調した。インドは、途上国が新たに約束を担うという考え方は論外だとし、ライフスタイルなどの課題について取り組むべきだと主張した。

内容に関しては、日本が、すべての主要排出国が参加するための約束のあり方が重要であると強調した。サウジアラビアは、(約束の結果に対して) 法的拘束力をもたせる遵守システムを導入する案を支持した。欧州連合 (EU) は、炭素市場を盛り込むよう主張した。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドともに、EUは、LULUCF (土地利用・土地利用変化・森林) について作業するよう求めた。

多くの国々が分野 (セクター) ・排出源に関する作業を要請した。小島嶼国連合 (AOSIS)、EU、カナダ、ニュージーランドなど、いくつかの締約国が、附属書 (annexes) および修正 (amendments) に関する作業を行うことを提案した。ロシアおよびオーストラリアが、ロシア提案について言及した。EU、イラン、南アフリカ、サウジアラビアは、見直し (レビュー)



の中で財務と適応を取り上げるべきだと述べた。小島嶼国連合 (AOSIS)、アフリカグループ、タンザニア、インドは、他のメカニズムからも適応に対して融資を行えるよう資金調達源を拡大すべきだと主張した。サウジアラビアは対応措置に対し適応を追加した。

小島嶼国連合 (AOSIS) はパンカー燃料油などの新たな分野について強調した。アフリカグループ、サウジアラビア、中国、タンザニアは、クリーン開発メカニズム (CDM) について作業することを求めた。カナダは差別化とバーデンシェアリング (公平な負担の分担) について強調した。

準備事項については、小島嶼国連合 (AOSIS)、EU、カナダ、タンザニア、ニュージーランドが、AWGを含めた他のプロセスとの連携を図るべきだとの案を支持した。カナダは、アドホックワーキンググループを要請した。ひきつづき非公式協議が行われる予定だ。

UNFCCCの下での長期協力行動: 共同ファシリテータのBamseyおよびDe Wetが非公式折衝を開催し、締約国にこのプロセスの今後の方向性について検討するよう求めた。途上国には持続可能な開発のための政策措置などを講じる機会を与えつつ、京都議定書に参加していない附属書I締約国にも約束 (コミットメント) を課すことができるようにするため、京都議定書に参加している附属書I締約国と“京都議定書不参加”の附属書I締約国を認知するようなアプローチ (an approach recognizing Kyoto and “non-Kyoto” Annex I parties) をある締約国の代表が提起した。緩和については、あるグループに属する国々が気温上昇2°C抑制策を支持する論陣を張り、国家戦略として奨励材料 (インセンティブ) を導入する必要があると強調した。

適応基金: 共同議長のUosukainenおよびAnaeduによりEU、日本、G-77/中国からの3提案をとりまとめた草案に関する非公式協議が開かれたが、議論の焦点となったのは、共同議長が附属書の中に記載した適応基金の理事会 (the Adaptation Fund Board) の機能に関する提案だった。京都議定書第3回締約国会合 (COP/MOP 3) は理事会の責務について具体的に決定を下したとの合意の下、多くの括弧書き部分を含むこれらのパラグラフを交渉文の本文中に組み込むということで締約国の意見が一致した。また、適応基金理事会との関連でCOP/MOPの役割についても議論が行われた。理事会の権限が弱ければ意志決定に遅れが出てくるといったリスクも生じる可能性があるかと懸念する国もあった。さらに、理事会の委員を務める代表の人数や投票に関する選択肢についても議論された。

附属書I国の国別報告書: 第4回国別報告書の編集と統合: 米国は、事務局のおかげで“端的な”結論がまとめられたと謝意を示しつつ、第5回国別報告書の時期について明記された同案を支持し、EU、日本、ニュージーランド、カナダも同じく支持を表明した。G-77/中国は、ほとんどの附属書I国において排出量が増加していることに懸念を表明し、附属書I国の排出量の傾向や政策と措置について記載することを提案した。これに対し、いくつかの附属書I締約国が、すでに文書の中に記載されている情報については“バランスのとれた結論”が必要とされるものであり、そのための細かな情報量と交渉がどれほどの量となるかという点を強調しながら、反対を唱えた。米国は、第4回国別報告書はSBIの結論によって変更されるようなものではないと強調した。共同議長のGeraおよびYangが非公式協議を執り行う。

ブエノスアイレス作業計画 (決定書 1/CP.10): SBIのAsadi議長により、第26回補助機関会合 (SB 26) で作成された、適応や対応措置に関するセクションの入った決定書草案を紹介した。サウジアラビアは、締約国が情報収集という段階を超えたところに進んでいる現在、“真の実施”に関してもっと突っ込んだ文章にする必要があると述べた。午後に非公式協議が再開されたが、今回の文章は議論のたたき台としては十分であるが、きちんと検討するためにはもっと時間が必要であるという点で全体的な合意が見られた。ひきつづき非公式協議が行われる。

UNFCCCの下でのキャパシティビルディング: D'Auvergne共同議長が、2008年からの開始のため、本件に関する包括的な見直し (レビュー) が必要であるという点を想起した。EUは、ナイロビ枠組みに関する会合との重複は遺憾であると述べた。日本と米国は、途上国からのサブミッション (意見書の提出) が少ないのが残念だと発言した。

京都議定書の下でのキャパシティビルディング: G-77/中国は、モニタリング (監視) ができるといふような測定可能な活動を含めた包括的アプローチについて強調し、CDMに地域的な偏りが生じているという問題に対処するために具体的にどのような策を講じているか報告を求めた。EUは、CDMプロジェクトの地域的なアンバランスに影響を与えている要因の一つであるキャパシティビルディングに議論を絞るよう提案した。結論の草案は、金曜日の朝に出る。

CDMの下での炭素回収・貯留 (CCS): Radunsky議長は、コンタクトグループでの議論は、京都議定書第4回締約国会合 (COP/MOP 4) で決議を行えるようにするためのプロセスに関する話し合いに専念するよう提案した。また、政策的な問題や技術的な問題について指摘し、非公式協議では政策面の議論に集中するよう提案した。日本は、既存の技術面に関する知識について強調した。カナダは、技術問題はCDM理事会が対応するべきことであると、長期的な賠償責任に関する論点を強調した。ひきつづき非公式協議が行われる。

資金メカニズム: 共同議長のGuthrieおよびJallowがUNFCCCの資金メカニズムと地球環境ファシリティー (GEF) の第4回見直し (レビュー) に関する第1回コンタクトグループを開催した。Guthrie共同議長より、G-77/中国が、第4回レビューのための追加的なガイドラインについての決定書草案の一部を作成していると報告があった。草案文にはすべての排出源の検証やUNFCCCの目標達成に寄与するよう途上国支援のための融資、革新的な融資策の整備などを含めた資金メカニズムの目的が記載されている。EUは、第28回補助機関会合 (SBI 28) の審議に役立てる情報提出を呼びかける案を支持した。Guthrie共同議長は、2009年の開始に向けたGEF資金補充交渉のための情報のインプットを行うため締約国が審議するのは時宜をえているかと疑問を投げかけた。金曜日 (12月7日) に非公式協議が行われる予定だ。

後発開発途上国 (LDCs): 多くの締約国が国別適応行動計画 (NAPAs) の実施支援に向けたLDC専門家グループ (LEG) のマンデート (決定書 29/CP.7) 延長案に賛意を表明したため、その後は延長期間をめぐる議論が展開された。モルジブ、ネパール、マリ、スーダン、ウガンダ、セネガル、バヌアツなどが、5カ年案を支持する一方、EU、スイスが実施機関に対してLDC専門家グループ (LEG) がどのような役割を担うべきか後で検討できるよう2年間という延長期限を提案した。LDC 専門家グループ (LEG) のJallow議長は、グループ発足以来、実施機関とともに建設的な相互



理解が育まれてきたことを強調し、LDC専門家グループ(LEG)が実施機関を統合することを提案した。非公式協議が引き続き行われる。

ナイロビ作業計画 (NWP): Plume共同議長が、参加者にナイロビ作業計画の目的を思い返すよう促し、気候変動の影響に関する理解を向上させ、情報を得た上で適応策に関する意志決定ができるよう各国を支援することが目的であると強調した。南アフリカは、G-77/中国の立場から、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第4次評価報告書 (AR4) が適応の重要性、特にナイロビ作業計画に関する分野を明確に指摘しているとし、専門家グループの重要な役目として現場の専門知識を向上させることが必要だと強調した。クック諸島は、ワークショップからの提言は重要であると強調し、関連組織や締約国に提言された内容を実施するよう勧めることを提案し、フィリピンがこの意見を支持した。これに対して、米国は、ナイロビ作業計画の様々なテーマ間のシナジー効果について指摘し、科学的・技術的助言に関する第28回補助機関会合 (SBSTA 28) で行う中間評価まで待つ方が良いと提案した。

非附属書 I 国の国別報告書: 専門家協議グループ (CGE): 決定書3/CP.8に定められた現行の委託条件をベースにCGEの新たなマンドート (権能) に関する交渉を開始すべきかどうかという点について議論が行われた。G-77/中国はこれを支持したが、米国、カナダ、日本は、新たに別のマンドートを規定する必要があると強調し、反対を唱えた。長時間におよぶ議論を経て、全体的な意見交換を行うということで合意した。米国およびカナダは、非附属書I 国からの国別報告書の検証をCGEのマンドートとすることを提案した。G-77/中国は、非附属書 I 国の国別報告書に関するいかなるレビューもしくは検証にも反対する姿勢を示した。共同議長のRolleおよびTilleyが草案作成の上、非公式協議を行う。

財政的・技術的支援: 全額融資が必要だと強調するG-77/中国は、非附属書 I 国の国別報告書に対してGEFの資金割当枠組 (Resource Allocation Framework: RAF)を適用することに反対を唱え、本件に関する明示的な決定が欠如しており、COPの指針が必要であると強く主張したが、小島嶼国連合 (AOSIS) もこれに同意を示した。GEFの代表が、資金割当枠組 (RAF) が小島嶼後発途上国 (SIDs) 向けの資金を増額していると指摘し、国別報告書に明示的に記載されていなくてもあらゆる気候変動に関する融資に対して資金割当枠組 (RAF) を適用するとのGEF理事会決定があると注意を喚起した。共同議長のRolleおよびTilleyが文章を作成し、非公式協議を行う。

特権と免責事項: Watkinson議長は、実施に関する補助機関 (SBI) のこれまでの会合での実質的な議論の内容と様々な提案の成果について言及した。EUは、法的拘束力のあるアプローチに関するいかなる議論も2013年以降の取り決め (arrangements) だけにとどめる話であり、したがって、今後、京都議定書9条見直し (レビュー) のプロセスの下で検討される可能性がある述べた。金曜日 (12月7日) に追加的な協議が行われる。

森林減少起因の排出量の削減: 今後可能な交渉方式や基準となる排出量など、手法に関する諸問題について、非公式協議が終日行われた。協議は金曜日 (12月7日) も継続する。

技術移転 (SBSTA): 科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA) の下での技術移転に関する協議では、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) のマンドートをさらに5ヵ年延長す



るといふことで若干の進展がみられたことが報告されている。技術移転に関する実施に関する補助機関（SBI）コンタクトグループの成果とここでの成果はつながっているとの指摘があった。

廊下にて

木曜日（12月6日）の会議では、参加者がコンタクトグループや非公式協議の場を足早に移動していく姿が目立ち、「負担が大きすぎ」とこぼす声があちこちで聞かれた。これは通常よりも交渉議題が多くなっている上、国連のガイドラインにより同時開催される公式会合の数が2件までに制限されたため、多くのコンタクトグループの時間も通常よりも大幅に短縮され、中には30分だけという会合もあった。ほとんどの議長は交渉を急ぎ、同時平行会合の制限ルールが適用されない「非公式の場」や小グループでの折衝に議論を押し込んでゆく作戦をとっている。

それでも、一部ではこうしたアプローチですら全ての議題項目にわたって力強い成果を生み出すものかどうか怪しいものだと見られている。「文章を練るにはお話にならないくらい時間が足りない」とある国の交渉官が感想をもらすと、別の政府代表は「これだけ多くの公式協議が行われ、多くの参加者が会合の“ダブルブッキング”によって、それぞれの問題に十分な関心を払うことができない状態だから」という。また、別の参加者は「重要ではない一部の問題についてはとりあえず“保留”というパターンをとって、本当の審議はSB 28に先送りすることになるのではないか」との見方を示し、「そうすることによって、ここバリの会議で重要な2013年以降の問題に専念できるのよ」と言い添えていた。

一方、現地の日刊紙の一面記事に、途上国がGEFを適応基金の“お目付け役”とする案を支持したという話が掲載されたことを受けて、政府代表の数人が誤解を招くような内容であり、あてにならない話だとコメントしていた。ある政府代表は「現在、GEFが関与してくることは大いにありえると思われるが、GEFの役割がどういったものになるかということは、まだこれから確認しなければならないことだ。」と述べた。

Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> 執筆・編集: Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Ph.D., Kati Kulovesi, Miquel Muñoz, Ph.D., Chris Spence. デジタル編集: Leila Mead. 編集: Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The IISD Reporting Services責任者: Langston James “Kimo” Goree VI kimo@iisd.org. ENB Sustaining Donors (継続寄贈者)は下記の通りです: 英国政府 (国際開発省 (DFID) 経由)、アメリカ合衆国政府 (国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府 (CIDA)、デンマーク外務省、ドイツ政府 (連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会 (DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局、スイス連邦環境局 (FOEN)。2007年のENB全般に対する支援は、下記の政府、機関から提供されています。ノルウェー外務省および環境省、オーストラリア政府、オーストラリア連邦農林・環境・治水省、スウェーデン環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本国環境省 (地球環境戦略研究機関IGES経由) および経済産業省 (地球産業文化研究所 GISPRI経由)。ENBのフランス語訳はInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳はスペイン環境省が支援しています。日本語の翻訳は地球産業文化研究所 (GISPRI) が行っています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポーティングサービスに関するお問い合わせはIISDレポーティングサービス責任者まで kimo@iisd.org。TEL +1-646-536-7556、住所 300 East 56th St. Apt 11A, New York, NY 10022, USA。国連気候変動会議—パリ会議—ENBチームの連絡先: chris@iisd.org。パリで発行しているENBレポートはリサイクルペーパーを使用しています。

NEDOからの委託によりGISPRI 仮訳